び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十五項中「第六十八条の十五の三」及び「、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十五の六第一項」とあるのは「第六十八条の十五の六第一項若しくは第二項」と」を削る。

第六十八条の十五の七第一項中「法人税の額（第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに前条第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第六十八条の九第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二　第六十八条の九第二項の規定　同項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第六十八条の十五の七第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第六十八条の十五の二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に、「同条第十項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第六十八条の九第三項の規定　同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第六十八条の十五の七第一項に次の一号を加える。

十五　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

第六十八条の十五の七第二項中「第六十八条の九第三項若しくは第七項（これらの規定を第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五の四第三項の規定」の下に「その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定」を加え、同条第三項中「第六十八条の九第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する連結繰越税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の規定を適用したならば当該連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十二項第八号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「該当するものに」を「該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第一号の上欄中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同表の第二号の下欄中「当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（日本船舶に該当しないものを除く。）」を「日本船舶に該当するもの」に改める。

第六十八条の十九第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第四十四条第一項に規定する研究施設（」を「同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち第四十四条第一項に規定する政令で定める要件を満たす研究所用の施設の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあつては、政令で定める規模のものに限る。）に、「場合（」を「とき（」に、「には、」を「は、」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「共同利用施設（」の下に「政令で定める規模のものに限る。」を加える。

第六十八条の二十五の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の二十六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第六十八条の二十七第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「あつては、」を「あつては」に、「場合）」を「場合に限り、第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人に該当する連結法人以外の連結法人にあつては同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）」に、「取得等をした当該設備」を「取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「特別償却限度額（」の下に「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」を、「）に相当する金額」の下に「をいい、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該普通償却限度額の百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十六）に相当する金額」を加え、同項の表の各号の下欄中「当該事業」を「当該地区内において営む当該事業」に改め、同表に次の一号を加える。

四　第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第六十八条の二十九の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる減価償却資産」を「医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの」に、「医療用機器等」を「医療用機器」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十二に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第六十八条の三十二を次のように改める。

第六十八条の三十二　削除

第六十八条の三十三の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「開始する各連結事業年度において」を削り、「規定する次世代育成支援対策」の下に「（以下この項において「次世代育成支援対策」という。）」を、「「基準適合認定」という。）」の下に「を受け、又は平成二十七年四月一日から